

## 【参考資料】

資料名	頁
森林経営計画策定推進検討部会資料	- 1 -
森林クラウドを活用した新たな森林管理システム支援事業 (森林クラウド改修業務)	-11-
[岡山県版] 伐採届様式 (例)	-12-
森林整備地域活動支援交付金事業	-19-
森林計画樹立事業費 (持続可能な森林経営強化支援事業)	-20-
伐採・再造林連携推進検討部会資料	-22-
次世代につなぐ少花粉の森整備事業 (伐採・再造林低コスト化支援事業)	-26-
コンテナ苗で広げる花粉レスの森づくり事業	-27-
おかやま元気な森づくり推進事業	-31-
再造林推進のためのシカ林業被害総合対策事業	-33-

# 令和7年度確実な再造林に向けた対策検討会議 (森林経営計画策定推進検討部会)

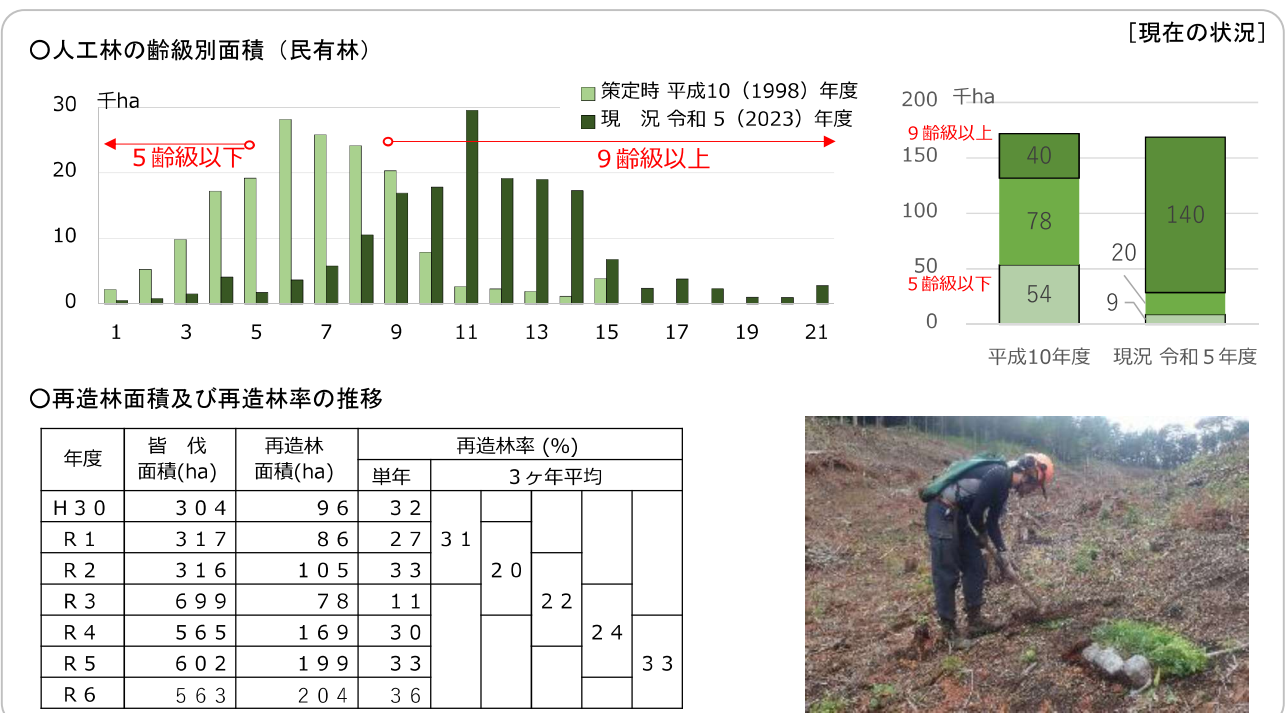
令和8年1月30日

岡山県 農林水産部 林政課

1

## 項目

- 1 森林経営計画策定の状況について
- 2 森林経営計画策定推進に係る課題と対応について



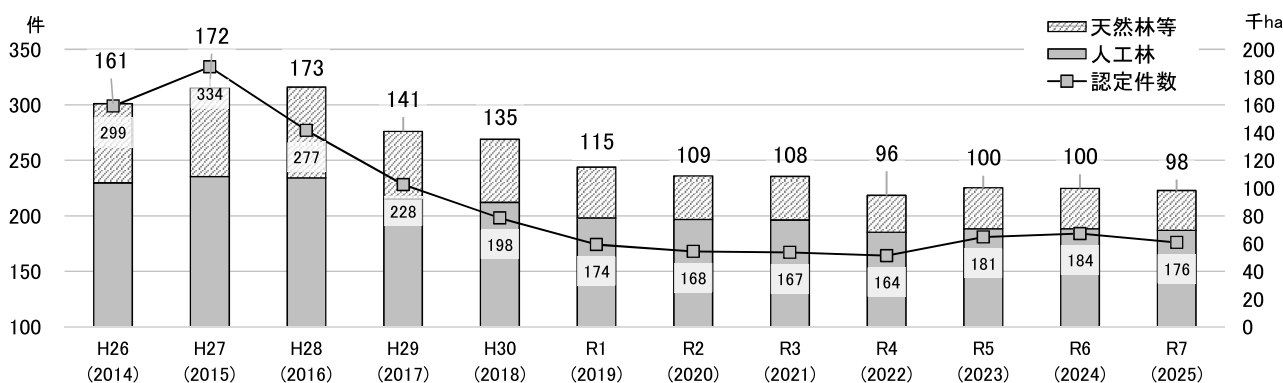
# 1 森林経営計画策定の状況について

## (1) 森林経営計画認定面積の推移（4月1日時点で有効な計画）

単位：（面積）千ha、（件数）件

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
認定面積	160,771	171,981	172,765	140,870	135,195	115,150	108,843	108,466	96,024	100,254	99,790	98,218	
認定件数	299	334	277	228	198	174	168	167	164	181	184	176	
認定面積内訳	人工林	103,874	108,265	107,389	92,103	89,604	78,412	77,285	77,072	68,201	70,750	70,742	69,525
	割合	65%	63%	62%	65%	66%	68%	71%	71%	71%	71%	71%	71%
天然林等	56,897	63,716	65,376	48,767	45,591	36,738	31,558	31,394	26,580	29,504	29,035	28,694	
	割合	35%	37%	38%	35%	34%	32%	29%	29%	28%	29%	29%	29%

※ 林野庁「森林計画関係業務報告」数値（H25～27年度には森林施業計画の面積・件数を含む）。  
 ※ 認定面積は各年度末（3月31日）時点で有効な計画面積。ただし、6年度以降は4月1日時点で有効な計画面積。  
 ※ 大臣認定を含む。



3

## 1 森林経営計画策定の状況について

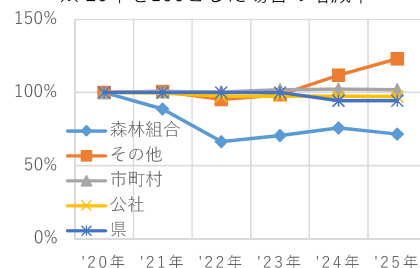
## (2) 策定者別面積の推移（各年度の4月1日時点で有効な計画）

### ① 認定面積

単位：ha

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
森林組合	59,626	52,916	39,577	42,071	45,178	42,699
その他	8,978	9,044	8,553	8,839	10,050	11,056
市町村	14,339	14,451	14,400	14,596	14,672	14,603
公社	25,660	25,596	25,009	25,008	25,009	24,979
県	5,173	5,173	5,173	5,173	4,881	4,881
総計	113,775	107,180	92,711	95,687	99,790	98,218

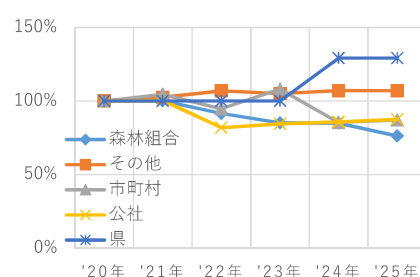
○2020(R2)年以降の増減状況  
 ※'20年を100とした場合の増減率



### ② 間伐計画（上記①の計画期間内の計画量）

単位：ha

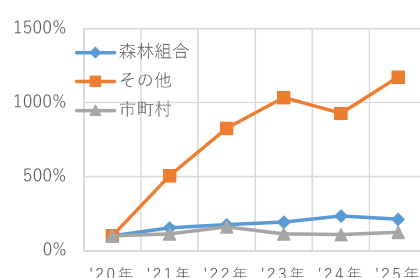
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
森林組合	8,323	8,336	7,620	7,081	7,072	6,343
その他	1,935	1,982	2,069	2,034	2,072	2,070
市町村	1,174	1,228	1,112	1,268	1,003	1,022
公社	9,022	9,058	7,391	7,620	7,728	7,895
県	555	555	555	555	717	717
総計	20,651	20,799	18,388	18,199	18,592	18,046



### ③ 人工造林計画（上記①の計画期間の計画量）

単位：ha

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
森林組合	280	431	490	541	655	593
その他	14	71	115	145	129	164
市町村	89	100	142	101	95	110
公社					24	2
県					202	202
総計	383	602	747	786	1,105	1,070



(3) 市町村別の認定面積（令和7年4月1日時点）

単位：ha

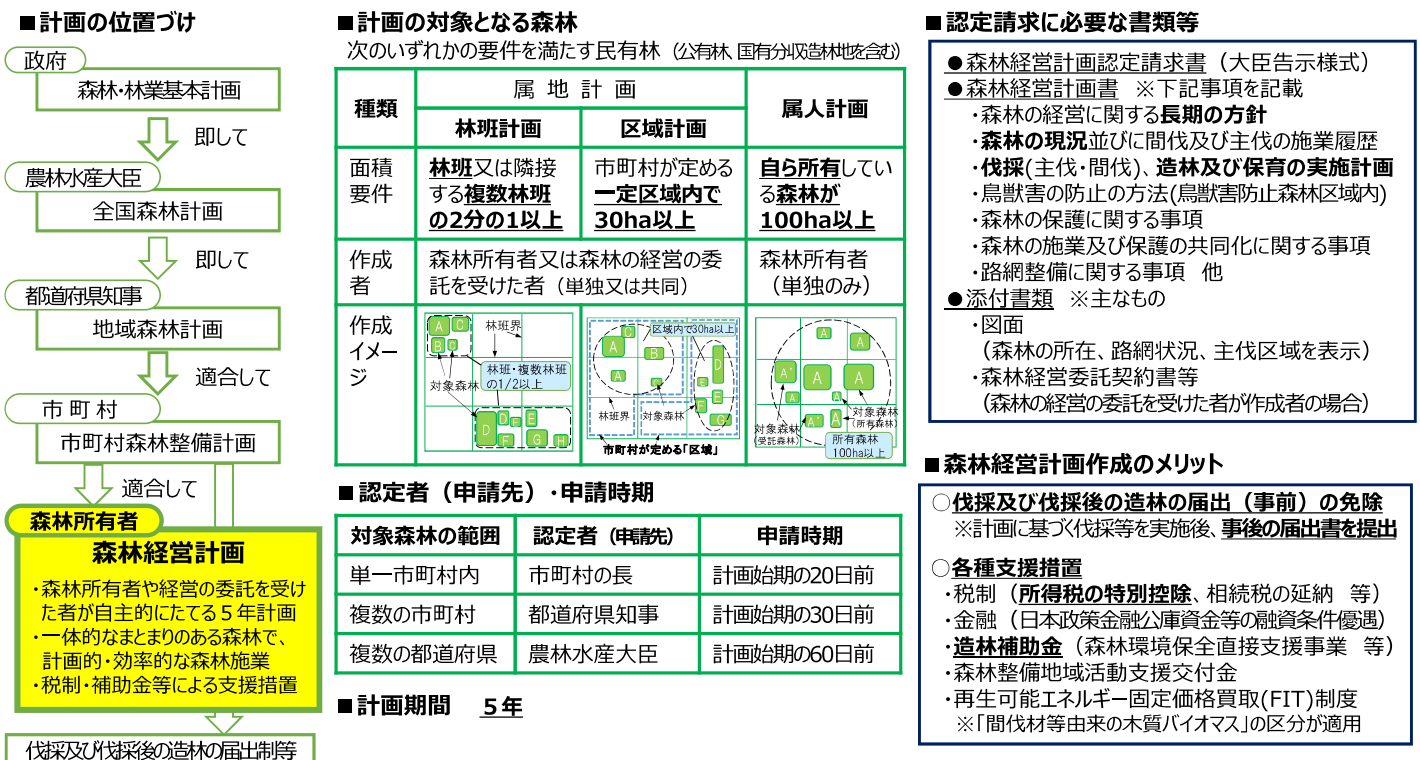
市町村	民有林面積(A)	人工林率	認定面積(B)	市町村	森林組合	公社	その他	県	カバー率(B/A)
岡山市	32,255	14%	4,296		3,258	1,009	4	25	13%
玉野市	5,821	10%							-
瀬戸内市	5,132	8%							-
吉備中央町	17,940	26%	3,969	221	3,248	356	135	9	22%
備前市	19,023	12%	1,128			1,083		46	6%
赤磐市	12,527	16%	392			369		23	3%
和気町	9,473	8%	226			226			2%
倉敷市	9,639	3%							-
総社市	13,270	10%	269		36	228		4	2%
早島町	70	7%							-
笠岡市	5,040	5%							-
井原市	15,805	16%	257			257			2%
浅口市	2,831	3%							-
里庄町	383	3%							-
矢掛町	5,713	13%	195			195			3%
高梁市	41,729	22%	3,945	132	86	2,369	1,340	18	9%
新見市	59,126	54%	12,457	1,903	3,809	6,386	149	210	21%
津山市	31,493	62%	14,769	1,869	6,127	2,160	3,082	1,531	47%
鏡野町	31,842	68%	9,082	1,936	1,785	3,668		1,692	29%
美咲町	15,458	36%	2,302		1,444	741	112	5	15%
久米南町	5,109	33%	488		352	136			10%
真庭市	58,802	58%	28,457	6,287	17,854	3,156	477	684	48%
新庄村	5,717	48%	4,525	1,980	1,210	130	1,144	61	79%
美作市	31,755	45%	5,548	275	2,106	1,886	920	360	17%
勝央町	2,233	50%	285		37	29	219		13%
奈義町	3,021	67%	1,856		1,345	460		50	61%
西粟倉村	5,376	84%	3,773			136	3,475	162	70%
総計	446,584	38%	98,218	14,603	42,699	24,979	11,056	4,881	22%

5

参考 森林経営計画制度（H24.4施行）の概要

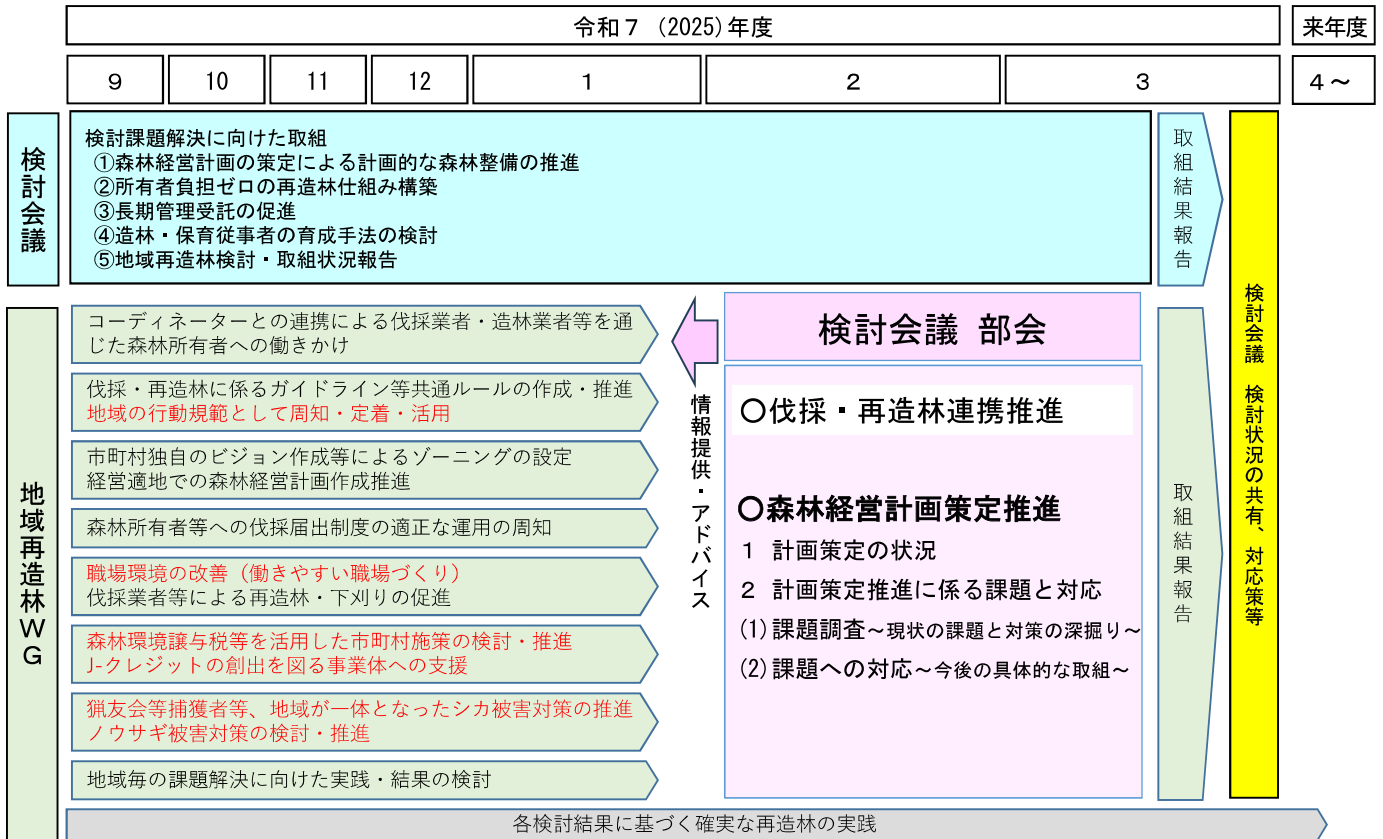
森林所有者等が、一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業等について作成する5年を一期とする計画

- ・「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が単独又は共同で作成し、市町村長等の認定を受けることができる。
- ・計画的・効率的な森林施業により、森林の有する多面的機能の発揮を促進。計画作成者には税制・補助金等の措置により支援。



## 2 森林経営計画策定推進に係る課題と対応について

### 確実な再生林に向けた対策検討会議スケジュール



※必要に応じて、伐採・再生林連携推進部会及び森林経営計画策定推進検討部会を開催する。

7

## 2 森林経営計画策定推進に係る課題と対応について

### (1) 森林計画策定推進の課題調査について ～現状の課題と対策の深掘り～

#### 1) 調査の内容

対象者：27市町村・11森林組合の担当者

調査日：令和7年12月

内容：調査表1～5の課題と対応等の項目を、問題点の大きさ・取組の重要度等で10段階評価

回答率：100% [27市町村、11森林組合（+5件） 計42件（一部では支所毎に回答）]

結果：別紙のとおり [回答（評価値）を全体・市町村（県南・県北\*）・森林組合で区分して平均値を集計]

※市町村の（県南・県北）は人工林率3割で区分

#### 2) 森林経営計画策定・施業実施の流れと課題の整理

#### 今回の調査

##### 調査票 1. 森林所有者への再生林の提案

・現状の課題4項目と対応7項目に対する評価

##### 調査票 2. 林業経営適地の検討

・検討状況  
・現状の課題8項目と対応5項目に対する評価

##### 調査票 3. 森林経営計画策定の課題

・計画策定の方針、計画策定のメリット  
・現状の課題10項目と対応11項目に対する評価

##### 調査票 4. 森林経営管理制度との連携

・現状の課題5項目と対応3項目に対する評価

##### 調査票 5. 新たな取組

・検討状況  
・取り組みの課題やメリット等の意見

#### 再生林WG (地域ヒアリング)

- ・課題と対応の深掘り
- ・今後の具体的な活動検討
- ・効果的な取り組みの実施

1. 計画対象森林の情報を整理する

2. 施業や保護の計画を立てる

3. 計画書を作成する

4. その他必要書類を作成する

5. 計画書を提出して認定を受ける

6. 計画に基づいた施業等を実施する

## 2 森林経営計画策定推進に係る課題と対応について

### 3) 調査結果の概要 ①課題（問題点の大きさ）の評価

※黄色セルは評価値が高い10項目、うち赤字は上位5項目

項目	内 容	全体平均	市町村(県南)	市町村(県北)	森林組合
再造林の提案	①主伐地の情報（所在地、面積、樹種、所有者、連絡先）の把握、共有	5.0	5.1	5.0	5.0
	②主伐地の現況の調査、確認	5.4	6.6	5.2	4.4
	③森林所有者への再造林の提案	6.1	5.9	6.8	5.7
	④再造林の提案時における林業経営適地の区域設定の有無	4.6	5.9	4.9	2.8
林業経営適地の検討	①県の提案や支援等	5.0	4.6	4.8	5.5
	②市町村のマンパワー不足等	7.2	7.8	7.9	5.9
	③地域（事業体・所有者）の理解や合意の不足等	6.7	6.3	6.5	7.3
	④森林ゾーニング支援ツール（もりぞん）の機能や操作方法	4.4	4.9	4.7	3.5
	⑤市森計に「特に効率的な施業が可能な森林」を設定する際の合意形成方法	5.6	5.7	6.1	5.1
	⑥市森計に定める条件（「原則として、皆伐後には植栽による更新」）が厳しい	5.6	5.7	6.3	4.8
	⑦伐採届マニュアルに定める条件（「原則、植栽による更新を計画」）が厳しい	5.4	5.4	5.8	5.2
	⑧森林経営計画認定基準に定める条件（「皆伐後には植栽による更新」）が厳しい	5.1	5.3	5.0	4.8
森林経営計画の策定	①計画の立案、対象森林の選定	6.0	7.0	5.9	5.0
	②森林所有者の確認、把握(再造林関係)	6.0	6.8	5.4	5.8
	③森林所有者の確認、把握(上記以外)	6.3	6.8	6.1	6.0
	④森林の所在地や区域、林況の確認、把握	5.9	6.5	6.3	4.9
	⑤森林経営の集積・集約化(30haの確保)	6.8	7.8	6.6	5.6
	⑥森林経営委託契約の締結	5.8	5.9	4.9	6.2
	⑦森林経営計画書の作成(森林クラウドやアシストシステムの操作)	6.2	6.7	5.8	6.1
	⑧森林経営計画書の添付書類(図面、同意書等)の作成(森林クラウドの操作)	6.1	6.6	5.4	6.2
	⑨森林経営計画の変更(森林クラウドやアシストシステムの操作)	5.9	6.6	5.0	5.9
	⑩伐採届(森林法第15条)の作成	4.5	5.6	4.3	3.4
との連携	①自ら(委託で)実施の場合の情報共有	6.1	4.4	7.8	6.8
	②自ら(委託で)実施の場合の林業事業体とのマッチング	5.8	4.9	7.1	6.0
	③自ら(委託で)実施の場合の現況調査や計画立案	6.0	5.2	7.5	5.9
	④自ら(委託で)実施の場合の施業等の提案	5.7	4.6	7.3	5.9
	⑤森林経営計画制度と森林経営管理制度の両制度による総合的な地域の森林管理	5.7	4.9	7.2	5.6

9

## 2 森林経営計画策定推進に係る課題と対応について

### 3) 調査結果の概要 ②対応（取組の重要度）の評価

※水色セルは評価値が高い10項目、うち赤字は上位5項目

項目	内 容	全体平均	市町村(県南)	市町村(県北)	森林組合
再造林の提案	①伐採届(森林法第10条-8)情報の「第三者への個人情報の提供」の同意確認	5.0	4.9	4.5	5.4
	②衛星写真のAI判読情報による伐採地(位置、面積、樹種等)の確認、情報共有	5.1	5.3	5.2	4.7
	③森林所有者等への情報発信、森林所有者への再造林等の働きかけ	6.0	6.4	6.3	5.5
	④コーディネーターによる伐採作業と造林作業との連携	5.0	5.3	4.6	5.0
	⑤契約期間20年間など、長期の森林経営委託契約締結の促進	5.4	5.1	6.0	5.4
	⑥森林整備地域活動支援交付金事業の活用	4.6	5.2	4.7	3.6
	⑦森林環境譲与税やJ-クレジット等を財源とした新たな施策の検討	4.9	4.8	5.2	4.9
林業経営適地の検討	①林業経営適地の検討・作成の支援	5.2	5.7	5.2	4.7
	②市町村独自の森林ビジョンの作成、ビジョンによる地域関係者の合意形成	5.1	4.8	5.0	5.6
	③森林所有者等への情報発信、森林所有者への再造林等の働きかけ	5.2	5.0	5.7	5.1
	④市町村独自ビジョンの作成支援	4.4	4.6	4.9	3.7
	⑤市森計に定める条件（「原則として、皆伐後には植栽による更新を行う」）の緩和	5.2	5.2	5.6	4.9
森林経営計画の策定	①森林組合と素材生産業者等の関係者の連携	6.0	5.6	6.8	5.9
	②森林所有者等への情報発信、森林所有者への再造林等の働きかけ	6.1	5.4	7.4	5.9
	③林業経営適地（「特に効率的な施業が可能な森林」）の検討	5.3	5.2	6.5	4.5
	④林道等の路網の整備	6.0	4.8	6.5	7.0
	⑤契約期間20年間など、長期の森林経営委託契約の締結	5.5	4.5	6.3	6.1
	⑥森林情報の整備(森林クラウドの所有者、地番、境界、樹種などの精度向上)	6.8	5.7	7.5	7.6
	⑦森林経営計画書作成事務の効率化(森林クラウドの機能向上、活用促進)	7.1	6.2	7.9	7.6
	⑧造林補助情報と伐採届(森林法第15条)のクラウド連携(伐採届の自動作成化)	5.7	5.8	7.2	4.4
	⑨J-クレジット制度(新たな森林価値の創出)の活用促進	4.3	4.3	5.6	3.4
	⑩森林整備地域活動支援交付金事業の活用	4.6	5.1	5.4	3.2
	⑪森林環境譲与税やJ-クレジット等を財源とした施策の検討	5.0	4.4	6.1	4.7
との連携	①意向調査回答の「第三者への個人情報の提供の同意」の確認	6.0	4.5	7.1	6.8
	②自ら(委託で)実施とした森林に対する計画支援(森林調査、合意形成活動)	5.0	4.4	6.3	4.7
	③森林経営計画対象森林の見える化など森林管理情報の整理	5.9	4.9	7.2	6.1

10

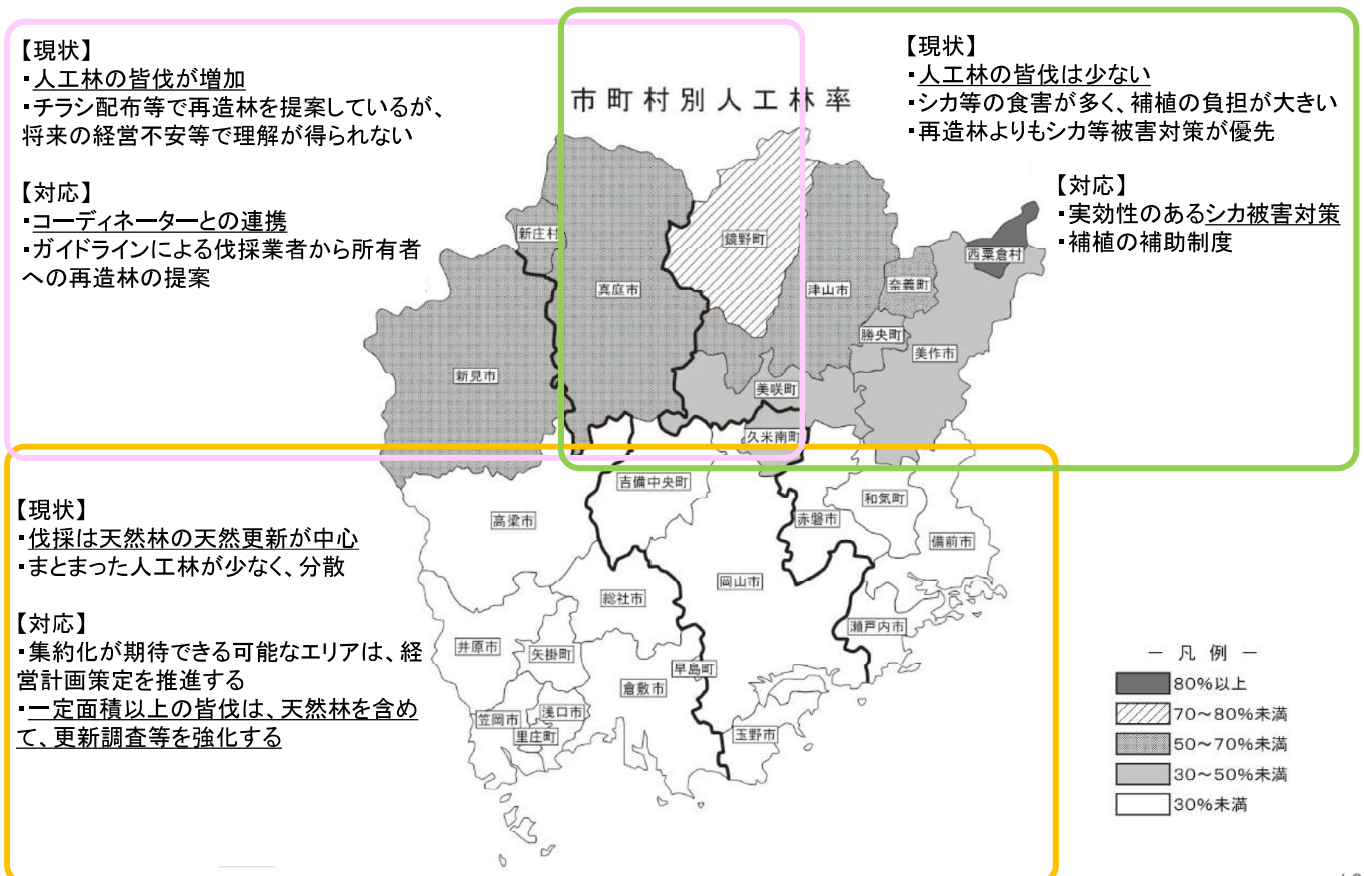
## 2 森林経営計画策定推進に係る課題と対応について

### 4) 主な意見（地域ヒアリングの結果）

検討課題	主な課題	対策	
の 再 提 案 林	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>現所有者不明や境界未確定、<b>相続者の無関心</b></li> <li>伐採届時の提案も<b>大半が再造林に消極的</b></li> <li>伐採届の<b>造林計画を確認している。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>再造林チラシ配布</b>による意識の醸成</li> <li><b>伐採届に</b>第三者への個人情報提供同意等の項目追加</li> </ul>
	森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用やシカ食害等による所有者の意欲の低迷</li> <li><b>補植費用は森林組合が全額負担</b></li> <li>高齢化や不在村の増加による長期委託の懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的、効率的な対策事例を活用した<b>再造林の獣害対策</b></li> <li>補植に対する補助制度、基準等の創設</li> <li>引き続き、再造林の必要性の周知</li> </ul>
の 林 業 適 地 の 検 討	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>支援ツールの操作が難しく</b>活用できていない。</li> <li>区域設定(市森計)=<b>原則、植栽となり所有者に厳しい</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作研修、<b>個別支援</b></li> <li>区域設定の<b>利点(長期の集約化ビジョン、補助等)の明確化</b></li> </ul>
	森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>大半の森林所有者は<b>林業経営適地という概念がない。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村と連携し、所有者への周知に努める。</li> </ul>
の 森 林 経 営 計 画 の 策 定	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有森林の現況を把握していない所有者が多い。</li> <li><b>認定事務の森林クラウド操作が難しい。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林クラウドと<b>アシストシステムの機能統合</b>など</li> </ul>
	森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>皆伐地が増加傾向にあるが、全量の把握は不可能。</li> <li><b>人員不足。</b></li> <li>間伐から<b>主伐、再造林への施業のシフト</b></li> <li>長期契約(20年)は、契約者管理や施業支援が不透明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県(衛星情報)や市町村(伐採届)の皆伐地情報を活用する。</li> <li><b>伐採業者による植栽(再造林)の検討、実施</b></li> <li>活動支援交付金や<b>認定基準の見直し</b></li> </ul>
の 森 林 経 営 管 理 制 度 と の 連 携	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林所有者が<b>自ら実施する森林は、既に森林整備を円滑に行っていると判断し、特に活用していない。</b></li> <li>市外・県外在住者への施業提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村と森林組合等が<b>連携した受託の可否の検討</b></li> <li>意向調査に第三者への個人情報提供同意等の確認</li> <li><b>意向調査結果のデータ化や見える化</b>による活用</li> </ul>
	森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>森林簿情報が古い。</b></li> <li>意向調査の受託者であるが個人情報の扱いが難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林簿情報の<b>定期的な更新</b> (意向調査結果の第三者への提供同意等の取得)</li> </ul>
の 新 た な 取 組	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>J-クレ制度に取り組んでいるが<b>事務負担が大きい。</b></li> <li>取り組みを検討しているが<b>施業履歴の収集に苦慮。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果や事務の事前確認、支援事業の活用</li> <li>効率的な<b>施業履歴データの収集及び電子化</b></li> </ul>
	森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費が高い。審査に時間がかかる。</li> <li>高齢級で<b>皆伐が進むと費用対効果が期待できない。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の取り組みに係る職員の確保</li> <li><b>収益までの時差に係る適切な対応</b></li> </ul>

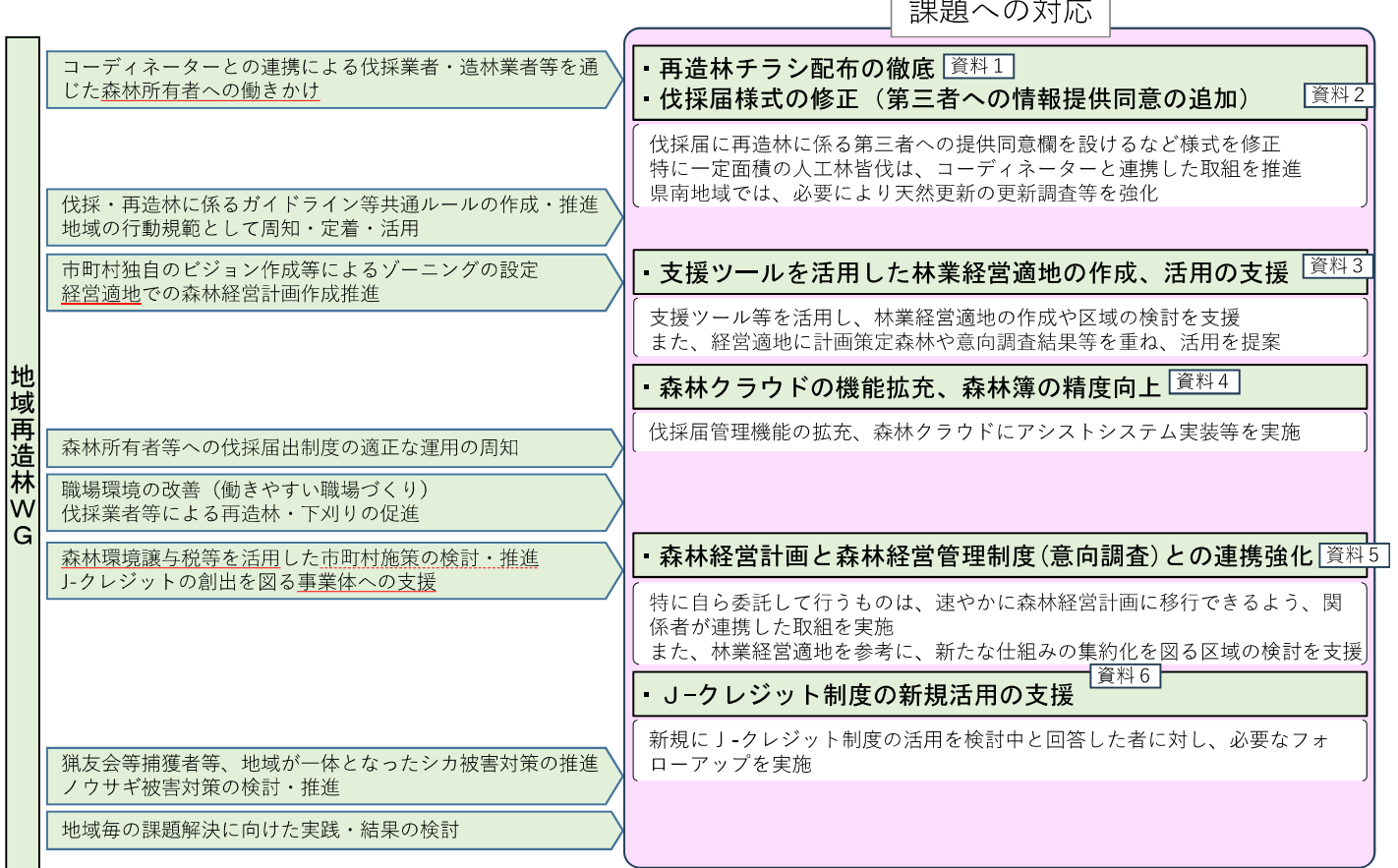
## 2 森林経営計画策定推進に係る課題と対応について

### 5) 地域別の状況（地域ヒアリングの結果のうち、「再造林の提案」）



## 2 森林経営計画策定推進に係る課題と対応について

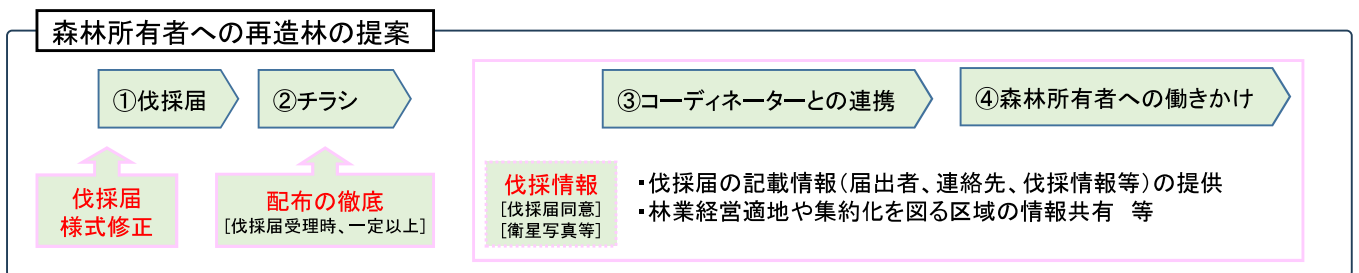
### (2) 森林計画策定推進の課題への対応について



13

## 2 森林経営計画策定推進に係る課題と対応について

### 今後の具体的な取組 (地域の实情にあわせて実施)

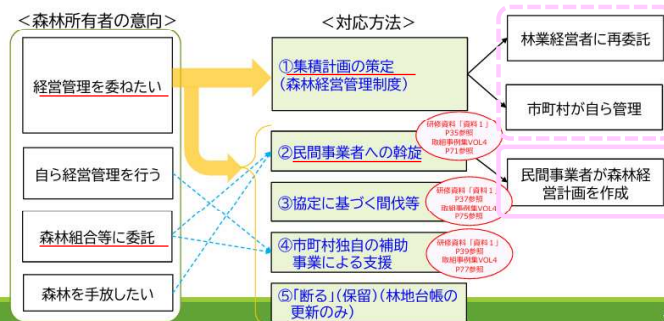


### 森林経営管理制度との連携

参考 林野庁HP「意向調査の進め方」等

#### 【参考】意向調査結果(「委託希望」)への対応方法

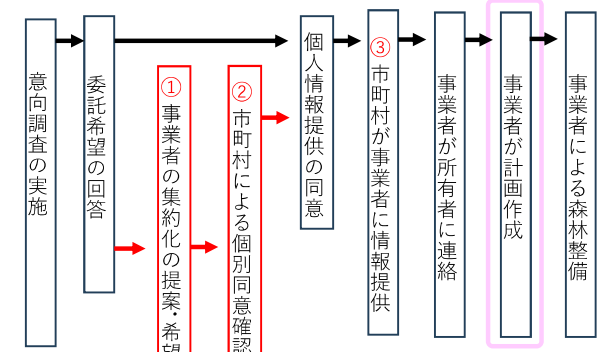
- 意向調査の結果(特に「委託希望」)を踏まえて、集積計画のみならず、幅広い手法で森林整備につなげる事が重要です。
- ①集積計画の策定を進めつつ、それが難しい場合は、②民間事業者への斡旋、③市町村との協定に基づく間伐実施、④市町村独自の補助による間伐支援などの実施を検討しましょう。
- ⑤「断る」ことも選択肢の一つとなります(ただし、市町村としての取組方針を整理する必要)。



#### 【現状】意向調査結果からの計画作成が少ない?

- 事業者への情報提供は森林所有者の同意が必要
- ・ **事業者の提案を活用した区域に限った同意の確認・取得**
- ①A区域の情報ほしい、②市がA区域の同意確認、③市が情報提供

#### 【民間事業者への斡旋に係る取組フロー】



# 資料1 再造林啓発チラシ

[表]

岡山県内で森林を所有されている方へ

## 伐ったら植えよう!再造林

### 再造林はなぜ必要なの?

人の手によって植えられたスギやヒノキなどの人工林を伐採した跡地に、再び苗木を植えることを「再造林」といいます。  
森林資源を次世代に繋げるため、「伐って・使って・植えて・育てる」林業サイクルを循環させ、木材生産や土砂災害防止、地球温暖化の緩和などの森林の多面的機能を持続的に発揮させるためにも、「再造林」を計画的に実施することが大切です。

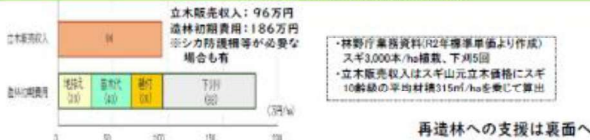
#### 岡山県の人工林資源

スギやヒノキを主とする人工林は年々充実しているものの、若い人工林が極端に少なくなっているため、再造林による若返りが必要です。



### 再造林費用はどのくらい掛かるの?

■ 立木販売収入と再造林費用 再造林費用は主伐による収入を大きく上回る。  
(造林初期費用は立木販売収入のほぼ倍)



[裏]

## 再造林への支援はあるの?

将来の木材価格の見通しは難しいため、「再造林」をためらうことがあるかもしれません。

このため、当県では、極力、**森林所有者の自己負担無し**で再造林が実施できるよう、一貫作業<sup>※1</sup>や低密度植栽<sup>※2</sup>等による低コスト再造林の普及を図るとともに、再造林に対し**手厚い補助**を実施しています。

※1 主伐(皆伐)と再造林を一貫して行い作業工程を省力化する作業  
※2 従来、3,000本/ha程度で植栽していたものを、2,000本/ha以下で植栽し、苗木代や植え付け経費等が安価となる作業

①国・岡山県による補助金  
最大87%の補助<sup>※3</sup>

②原木市場による助成金  
最大150千円/haの助成<sup>※4</sup>

①と②を併用することで、再造林に必要な自己負担を大幅に軽減



作業区分	補助率	主な補助要件
地替え、植付、苗木代	68%→87%	少花粉苗木による低密度植栽
下刈り	68%→100%	少花粉苗木による再造林地

※3 森林経営計画に基づき、少花粉苗木を活用した低密度植栽(2,000本/ha以下)を行った場合は、県による補助率の嵩上げがあります。(獣害防止柵についても支援があります。)  
※4 森林組合を通じて、県森林共販所に出荷するなど、一定の条件があります。

## 伐採・再造林を行う時は森林経営計画の作成を!

森林経営計画は、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」等が自ら経営を行うまとまりのある森林を対象に、伐採や再造林などの施業等について作成する5年間の計画です。**計画の認定を受けることで国や県から再造林等の支援を受けられます。**

★ 私たちは、森林所有者に再造林の働きかけと森林経営計画の策定の取組を進めています。

コーディネイト推進員: 森林組合 職・氏名 窓

■令和6年度 林業サイクル推進コーディネイト事業(おかやま森づくり県民税活用)  
・岡山県農林水産部林政課森林企画班 ☎086-226-7453  
・委託実施機関:岡山県森林組合連合会  
〒701-1202 岡山市北区榎津491-1 ☎086-236-6530

15

# 資料2 伐採届(森林法第10条の8)の修正(情報提供の同意の追記等)

伐採届出に記載された伐採の情報を、森林組合などの森林経営計画作成者へ提供できるようにするため、個人情報取扱の取扱いに関して同意を示す欄を設けるなど、様式を修正する。

- 伐採届の様式は、岡山県林政課のホームページに掲載しておりダウンロード可能、また、森林クラウドの様式も修正する。
- 同意が得られない場合は、衛星写真の判読情報等を活用し、伐採地情報(位置、面積、樹種等)の確認、情報共有する。

## 伐採及び伐採後の造林の届出書 修正案(概要)

届出日

(市町村)長 殿

住所

届出人氏名

連絡先(電話、メール)

住所2

届出人氏名2

連絡先2(電話、メール)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。  
本伐採は届出者であるが所有する立木を伐採するものです。

### 1 森林の所在場所

市町村	大字	字	地番	外筆
-----	----	---	----	----

### 2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

### 3 備考 [再造林等に係る第三者への情報提供の同意]

例) 同意します

注意事項

.....

○地方分権改革に係る令和6年度提案の措置状況等

## 「伐採及び伐採後の造林の届出書」の様式の見直し

【提案団体:岡山県、追加共同提案団体:青森県、高知県等】

伐採及び伐採後の造林の届出書について、届出に記載された伐採する森林の所在場所や森林所有者の情報等を、計画的に地域の森林整備を行う森林組合などの森林経営計画作成者へ提供できるようにするため、個人情報の取扱いに関して同意を示す欄を設けるなど、様式を変更することを求めるもの。

## 【対応方針(R6閣議決定)】

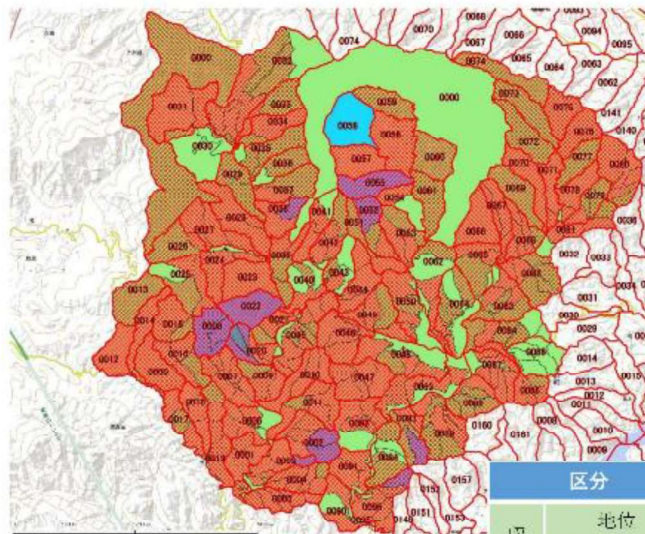
市町村が任意で伐採造林届出書に記載事項を追加できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。

## 【現在の措置状況】

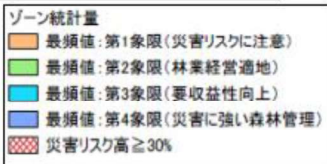
「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」(平成20年11月4日付け20林整計第105号林野計画課長通知)を令和7年3月に改正し、市町村が任意で届出書に記載事項を追加できることを追記したところ。

### 資料3 森林ゾーニング支援ツール（もりぞん）

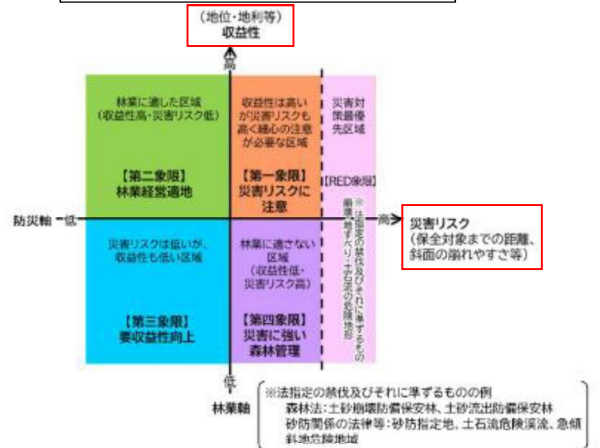
「もりぞん」とは、**経済性（収益性）**と**災害リスク**の両面からデータに基づき、森林区域を評価・分析するもの。評価は収益性と災害リスクから4象限で区分され、**収益性が高く、災害リスクが低い区域が林業経営適地**となる。



サンプル：鏡野町（旧富村）



収益性と災害リスクの4象限図



区分		点数			
収益性	地味	1点 $\leq$	13.0	<2点 $\leq$	17.0
	集材作業効率		7		9
	地利	3点 $\leq$	200	<2点 $\leq$	500
災害リスク	地形の複雑さ	1点 $\leq$	0.012	<2点 $\leq$	0.017
	傾斜		25		35
	保全対象を含む流域	含まない：1点		含む：2点	-

17

### 資料4 森林クラウドの機能拡充【R7実施】、森林簿の精度向上【R7継続中】

#### 1 伐採届出管理機能の拡充

- ・R4年度から伐採前と造林後に加え、伐採後の報告が義務化。
- ・市町村では年間約2,500件の届出があり、その管理は繁雑。
- 森林クラウドに伐採届出管理台帳や管理機能を設け、事務の適正化・効率化を行う。

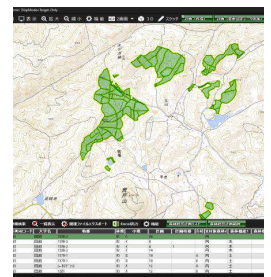
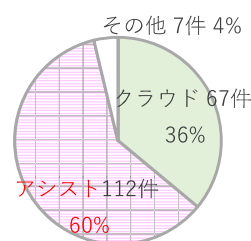
様式3 伐採及び伐採後

整理番号	届出年月日	申請者	森林	
			市町村	大字
2024_1	R6.4.22	〇〇	岡山市	北区御津紙コ
2024_2	R6.3.29	〇〇	岡山市	北区建部町南
2024_3	R6.3.25	〇〇	岡山市	北区建部町北
2024_4	R6.2.15	〇〇	岡山市東区	久保
2024_5	R6.2.22	〇〇	岡山市	南区宮浦

#### 2 森林クラウドに森林経営計画アシストシステムの実装

- ・現在、森林経営計画の作成は森林クラウドとアシストシステムで実施。
- ・アシストシステムでは、図面の作成ができない。
- 森林クラウドにアシストシステムを実装し、計画作成と認定事務の簡素化を行う。

現在の計画の作成方法



#### 3 森林簿の精度向上

- ・森林簿、森林計画図は、県内で唯一の森林資源情報。
- ・森林簿等は、S40年代に空中写真等を基に作成されたもので情報の精度が低い。
- 航空レーザー計測データや地籍情報等を活用し、森林簿等の精度向上を行う。

【進捗状況（R7未完了）】

- 資源解析 27市町村
- 区画修正 9市町村
- 森林簿反映 4市町村



18

## 資料5 集積・集約化を進める新たな仕組みの創設

森林経営管理法改正(R7.5)により、新たな仕組みで林業経営体への集積・集約化を加速するものとされた。集約化構想では、市町村と関係者の協議により、「集約化を図る区域」等を基に構想を策定することとなる。

R7.1時点のもの

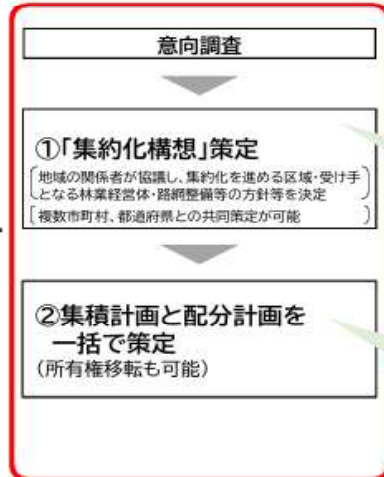
### 対応方向

- 現行の仕組みに加え、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを検討。
- 具体的には、林業経営体も参加して関係者が協議し、森林の将来像を定める構想として、**経営管理の集約化を図る区域、受け手となる林業経営体や路網整備の方針等を定める。**この構想は、都道府県との共同策定も可能とする。この実現に向け、林業経営体が主体的に森林所有者への働きかけ等を行うとともに、一括で市町村・林業経営体への権利設定を可能とする。

### 【現行の仕組み】



### 【新たな仕組み(案)】



- ・市町村と林業経営体、森林所有者、川中・川下の事業者等の関係者が協議。
- ・経営管理の集約化に向けた将来像(給姿)として、集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体を決定する「集約化構想」を策定。
- ・構想の作成について、林業経営体からの提案も可能。

受け手と定められた林業経営体は、市町村の有する森林所有者情報も活用し、主体的に森林所有者の同意取得に向け働きかけ。市町村は、当初の段階で受け手となる林業経営体が定められるため、効果的・効率的な制度推進が可能。

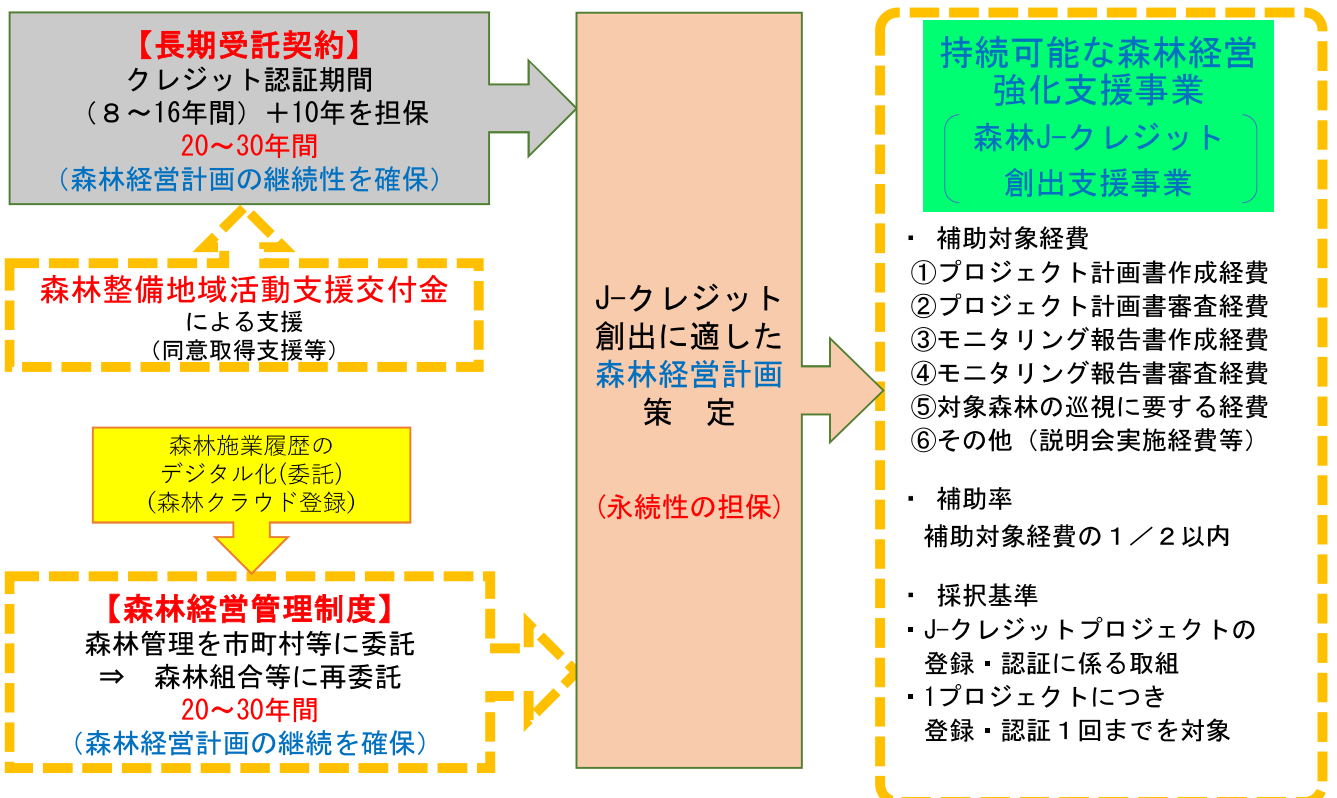
#### 効果

- ・「集約化構想」の実現に向け、一括計画を作成・公告し、市町村と受け手に同時に権利設定。
- ・所有権移転(任意記載)に係る事項を定めた場合には、所有者届出を不要とするとともに、市町村による嘱託登記が可能。

効果 一括計画とすることにより、迅速・簡便な権利設定を可能に。

19

## 資料6 森林J-クレジット創出に向けた関連施策



20

# 森林クラウドを活用した新たな森林管理システム支援事業

## (3) 森林クラウド改修業務

### 1 事業の目的

市町村が森林経営管理制度による森林整備を推進するにあたり、森林所有者への意向調査や、調査結果に基づく経営管理集積計画<sup>\*</sup>の策定及び森林経営計画の認定等を実施しており、林業経営に適した森林か否かの判断を行うことが必要となることから、市町村の事務の軽減や林業経営の判断を支援するため、県が保有する森林情報（森林クラウド）の充実を図る。

※市町村が経営管理を行うべきと判断した森林をとりまとめるときに作成する計画

### 2 事業の内容

#### 新 (1) 森林クラウド内の森林経営計画関係情報の連携

森林クラウドでは、森林経営計画の認定や同計画に基づく造林補助事業、伐採届の受理等の事務を行っており、各機能で森林経営計画の関係情報を扱っているが、これらのデータは各機能間で連携していない。

このため、森林クラウドの造林補助事業管理に伐採届作成の機能を加え、伐採届や森林経営計画の実行管理と連携することで認定請求者、市町村等の事務の効率化等を図る。

#### 新 (2) 市町村森林整備計画の区域（ゾーニング等）の登録方法の拡充

市町村森林整備計画では、各市町村が同計画で定める森林機能別の区域等を森林クラウド登録し、これを森林簿等に反映させ、森林経営計画等の遵守を確認しているが、区域登録は画面の区域を1つずつ選択し登録しており、森林情報から一括検索して登録する方法はない。

このため、区域登録に森林簿から抽出して登録する方法を加え、市町村等の事務の効率化等を図る。

### 3 事業実施主体 県（（1）、（2）随意契約 [委託先：応用地質(株)]）

### 4 財源内訳

(単位：千円)

区 分	7年度 予算額	8年度 要額	財 源 内 訳			備 考
			国 費	そ の 他	県 費	
森林クラウド改修業務	14,916	9,625		9,625		森林環境 譲与税
計	14,916	9,625		9,625		

### 5 予算要求額 9,625千円（森林環境譲与税）

### 6 事業実施期間 令和6年度～令和10年度

[岡山県版] 伐採届様式 (例)

4 規則第9条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

市町村長 殿

届出人 (伐採する者) 住 所  
 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]  
 氏 名  
 [電話番号、メールアドレス]  
 連絡先

伐採・造林権者が異なる場合  
 (造林をする者) 住 所  
 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]  
 氏 名  
 [電話番号、メールアドレス]  
 連絡先

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である(のうち)〇〇が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採及び伐採後の造林の計画  
 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

4 その他

(1) 再造林に関する支援情報の提供希望の有無 

有・無
-----

  
 (2) 再造林の推進に活用するために、本届出書の記載内容を地域の〇〇〇〇に提供することに対する同意の有無 

有・無
-----

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合には、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 その他は、再造林にあつての支援情報の提供希望の有無や、本届出書の記載内容を市町村長が地域の林業事業体に提供することに対する同意の有無を、選択すること。

[岡山県版] 伐採届様式 (例)

(別添)

伐採計画書

(伐採する者) 住所

氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

〔電話番号、メールアドレス〕

連絡先

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他( )		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	・ 延長 m

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

[岡山県版] 伐採届様式 (例)

(別添)

造林計画書

(造林をする者) 住所  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 (電話番号、メールアドレス)  
 連絡先

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( ) ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( ) ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作業 委託先	鳥獣害 対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

## [岡山県版] 伐採届様式（例）

### 注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

[岡山県版] 伐採届様式 (例)

6の2 規則第14条の2の報告書の様式

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

報告者 (伐採した者) 住所  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 氏名  
 (電話番号、メールアドレス)  
 連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の実施状況

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	有 ・ 無		
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他 ( )		
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長 m

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ

## [岡山県版] 伐採届様式（例）

まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

[岡山県版] 伐採届様式 (例)

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

報告者 (造林をした者) 住 所

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

(電話番号、メールアドレス)

連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

## 森林整備地域活動支援交付金事業

### 1 事業目的

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林所有者又は森林所有者から森林経営の委任を受けた者に対して、「森林経営計画の作成促進」等の地域活動を支援する。

### 2 事業内容

(1) 森林整備地域活動支援基金 基金運用益の積み立て

(2) 森林整備地域活動支援交付金 (国の12月概算決定による改定額)

ア 森林経営計画作成促進 [対象行為：森林情報の収集、森林調査、合意形成等]

対象森林	交付単価
【共同計画】新たに森林経営計画を作成する森林	8,000 円/ha※1 <span style="color: red;">(→12,000)</span>
【経営委託】長期の森林経営委託契約に基づき新たに森林経営計画を作成する森林のうち、計画期間内に間伐を実施する森林	38,000 円/ha※1 <span style="color: red;">(→56,000)</span>
【間伐促進】森林経営計画の対象森林で当該計画期間内において計画を変更するなどして、間伐を実施する森林	30,000 円/ha <span style="color: red;">(→44,000)</span>

※1 不在村者等の現地立会を行った場合には、単価に 14,000 円/ha 加算 (→16,000)

イ 森林境界の明確化 [対象行為：境界の測量、森林境界案の作成]

森林境界が不明瞭であり、森林経営計画の作成や間伐等の森林施策が見込まれる森林	45,000 円/ha <span style="color: red;">(→62,000)</span>
--	---

ウ 森林所有者の探索 [対象行為：森林所有者の探索]

登記簿等を用いて所有者の確認を行った結果、所有者が確認できなかった森林	5,000 円/ha <span style="color: red;">(→6,000)</span>
-------------------------------------	---

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 [対象行為：作業路網の改良]

上記ア又はイの協定を市町村と締結し、地域活動を実施する森林(対象森林内に存する路網及び対象森林に到達するまでの路網)	40,000 円/ha <span style="color: red;">(→52,000)</span>
--	---

(3) 森林整備地域活動支援推進事業

県または市町村が行う説明会の開催及び現地確認、書類審査、交付事務等の推進事務費

- 3 事業実施主体 (2) 市町村  
(3) 県または市町村
- 4 交付率 (2) 国 1/2、県 1/4 (市町村 1/4)  
(3) 国 1/2 (県 1/2 または市町村 1/2)
- 5 予算要求額 1,732 千円 (財源：一般財源、基金繰入、運用益)

# 森林計画樹立事業費 (②持続可能な森林経営強化支援事業)

## 1 事業目的

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、主伐後の再造林などの森林整備を計画的にする必要があるが、森林所有者は、再造林コストの負担等から主伐後に再造林を行わず、放置されている森林が増加している。

このため、伐採業者と造林業者の連携による再造林コストの削減、森林経営計画の作成による再造林への支援や森林由来のJ-クレジットによる経営支援等を効果的に組み合わせ、森林所有者の経営意欲の向上を図ることで、持続可能な森林経営を実現する。

## 2 事業内容

### (1) 林業サイクル推進コーディネート事業

一貫作業による再造林コストの削減を促進するため、素材生産業者や森林組合の連携強化を図るとともに、森林所有者へ再造林の働きかけや長期受託契約に伴う森林経営計画の策定に向けた取り組みを進める。

### (2) 森林J-クレジット創出支援事業

森林所有者との長期受託契約に基づき、森林経営計画を策定した森林においてJ-クレジットの創出を促進するため、クレジット登録・認証取得に必要な計画書作成等に要する経費を支援する。[補助率：1/2以内]

## 3 事業実施主体

- (1) 県（委託先：県森連）
- (2) 県森連、森林組合、林業事業者 等

## 4 財源内訳

事業内容	7年度 予算額	8年度 要求額	財源内訳			備考
			国費	その他	県費	
林業サイクル推進コーディネート事業	4,300	4,690			4,690	
森林J-クレジット創出支援事業	6,000	6,000			6,000	
計	10,300	10,690			10,690	

## 5 予算要求額

10,690千円（一般財源10,690千円）

## 6 事業実施期間

令和6年度～令和10年度

# 持続可能な森林経営強化支援事業

## 現状と課題

### 森林資源の適正管理と循環利用のための再造林

- ・伐採後の再造林が適切に行われず、放置されている森林が増加
- ・伐採業者と造林者が連携して、効率的な伐採・再造林を行うことが重要
- ・森林所有者に対して、地域の森林施業のモデルを示しながら、再造林の働き掛けが必要
- ・伐採・再造林を進める上で重要となる森林経営計画は減少傾向にあり、計画拡大に向けた取組を進め、J-クレジットなど新たな収入源を確保し、森林所有者の経営意欲の向上を図ることが必要

## 林業サイクル推進コーディネーター事業

### 林業サイクル推進コーディネーター

(伐採業者と造林業者の連携促進)  
(森林所有者への再造林の働き掛け)

連携働き掛け

連携働き掛け

伐採業者  
(素材生産業者)

連携

造林業者  
(森林組合)

再造林・保育  
経営計画  
J-クレジット

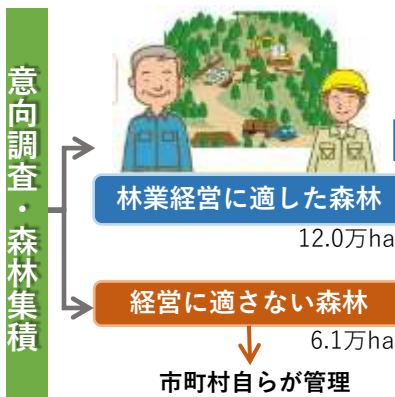
役割分担・低コスト化

・再造林  
・長期委託 } 働き掛け

森林所有者

## 森林J-クレジット創出支援事業

### 計画的な伐採・再造林の推進 (天然林26.7万haを除く)



※12.0万ha、6.1万haは森林・林業ビジョンにおける推計値

### 森林経営計画の作成促進

策定面積9.6万ha  
市町村有林 1.5万ha  
県営林 0.5万ha、公社 2.5万ha  
私有林 5.1万ha

策定面積の拡大



### J-クレジットによる民間資金の活用 ⇒今後の展開

市町村、組合  
(私有林を含む)

森林からクレジットを創出

↑県が創出経費を支援

県南企業等へ売却

## J-クレジット認証・発行手続き

1 プロジェクトの登録

計画書作成

審査

認証委員会

承認

プロジェクト登録

2 モニタリングの実施

報告書作成

検証

認証委員会

承認

クレジット認証・発行

## 苗木の安定供給体制の構築に向けた取組について

### 2 1 おかやま森林・林業ビジョン（R7.3改訂）

数値目標	改定時（2018年）	現況（2023年）	目標（2030年）
再造林面積	98ha/年	199ha/年	280ha/年

再造林率 40%

### コンテナ苗で広げる花粉レスの森づくり事業（R6～10） ※別紙参照

- 「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環のため、本格的な利用期を迎えたスギ・ヒノキ人工林の主伐及び再造林を進めるとともに、花粉症対策も必要。
- 植栽時期を選ばないコンテナ苗を使用した一貫作業による再造林を推進するため、少花粉種子とコンテナ苗木の安定生産を図る。

少花粉苗木の生産目標：（R4）約100万本 → （R15）約150万本

### 1 種子の増産

豊作年の球果採取量を最大限処理できるよう種子生産工程でボトルネックとなっている古い機材を更新し、併せて採種園の新規造成に取り組むことにより種子の安定生産を図る。

#### 【採種園の新規造成】

採種園		R6	R7		R8(計画)	
			新規造成	計	新規造成	計
少花粉スギ	面積(ha)	2.00	—	2.00	—	2.00
	本数(本)	848	—	848	—	848
少花粉ヒノキ	面積(ha)	11.74	1.00	12.74	1.50	14.24
	本数(本)	3,493	600	4,093	900	4,993

#### 【採種機材設備の拡充】

財源	R6	R7	R8(計画)	R9(計画)
国庫	—	乾燥機(球果の乾燥)	高所作業車(採種)	—
		プレハブ冷凍庫(種子の備蓄)	草刈機(採種園管理)	
森税	倉庫 (機械収納)	振動ふるい機 (球果夾雑物の除去)	—	倉庫(作業小屋)
				クローラーローダー (採種園管理)

## 2 苗木の増産

苗木生産者に対して、コンテナ苗生産に必要な施設・資材の導入を支援するとともに、森林研究所職員と林業普及指導員が連携して苗木生産に必要な技術指導を行う。

### 【県例規改正（R7.3.24）】

昨年3月に「岡山県林業種苗需給調整要綱/同要領」を「岡山県林業種苗生産流通推進要綱/同要領」に改正。以前は、岡山県山林種苗協同組合のみに限定していた県産種子の払下げ先を拡充し、将来的に新規苗木生産者が参入し得る環境を整備。

### 【少花粉コンテナ苗生産者支援事業（R7～）】 ※別紙参照

少花粉スギ・ヒノキコンテナ苗の新規生産及び生産規模拡大に取り組む県内の苗木生産者に対し、県が苗木生産に必要な施設及び資材の購入補助（補助率1/2）及び技術指導を行うことで、コンテナ苗の増産、生産効率化を進める。

### R7実施状況（※新規生産者）

参加者：7者

資材補助：培土、肥料、コンテナ容器等

集合研修：第1回（R7.9.11）事業概要、育苗全般（講義＋見学）

〃：第2回（R8.1.15）播種（講義＋実習）

〃：第3回（R8.3.6 予定）原苗移植（講義＋実習）

※事業区分により年4回の個別指導有（灌水、病虫害対策等）

### R8予定（R7継続分）

集合研修：第4回（5月頃）間引き、遮光管理

〃：第5回（1月頃）播種

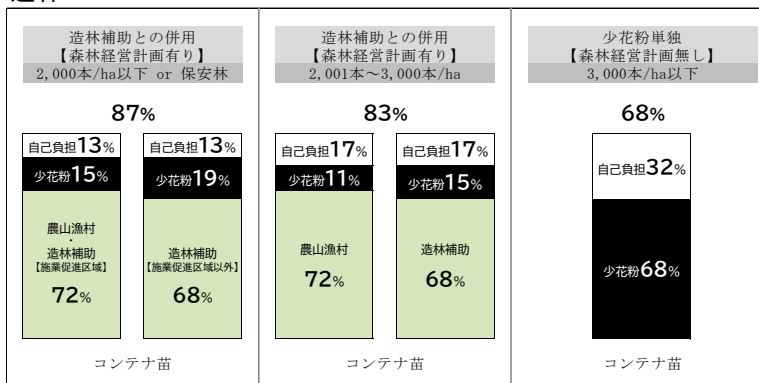
〃：第6回（3月頃）原苗移植

## 3 再造林の推進

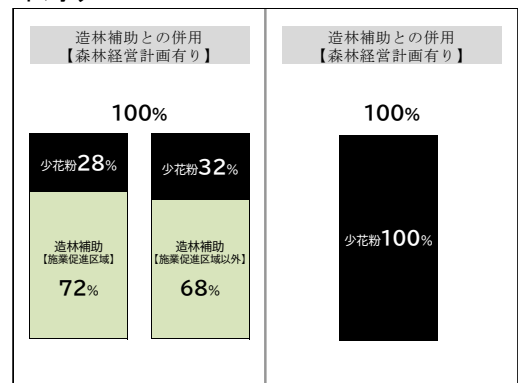
少花粉スギ・ヒノキのコンテナ苗による植替え、下刈り、植替えに必要な森林作業道の整備を支援するとともに、伐採から植栽までを連続して効率的に実施する一貫作業や、間伐費用と苗木代の削減につながる低密度植栽、下刈り回数の削減など、造林費用のコスト低減に向けた取組を推進する。

### 【少花粉スギ等造林対策事業】

#### 造林



#### 下刈り



## 現状

岡山県の再造林率 ⇒ **低い状況**

皆伐面積	再造林面積	再造林率
4 6 7 ha	1 2 2 ha	2 6 %

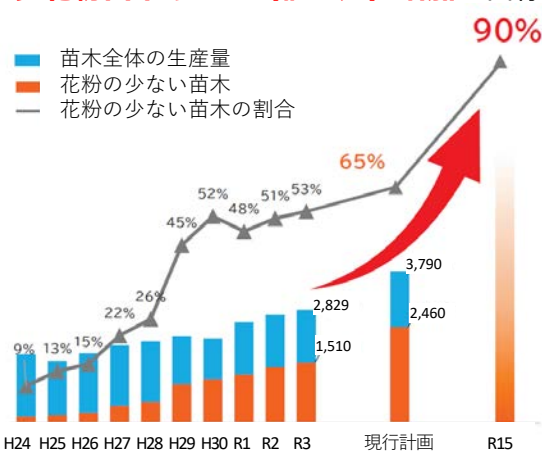
H30(2018)～R5(2023)年度の平均

再造林を行わない理由 ⇒ **費用・収入面**



国の花粉症対策の全体像

⇒ **少花粉苗木の生産(植替え)増加**を目標



再造林の低コスト化及び花粉症対策に資する**少花粉コンテナ苗木**を活用する必要がある

## 課題

- ①現在の少花粉種子生産計画では、再造林面積の増加に伴う、**苗木需要の増加に対応できない**  
※R4生産実績：約100万本 → **R15生産目標：約150万本(約1.5倍)**
- ②苗木生産者にコンテナ苗のメリットが普及した結果、現在、**コンテナ苗木が不足している現状**  
※裸苗を含めた苗木全体では充足しているが、コンテナ苗は急な需要増加が原因で不足している
- ③コンテナの利点を活かしてきれていない ⇒ **再造林の低コスト化に繋がる施業が進んでいない**

## 対策

### ①少花粉種子の増産対策

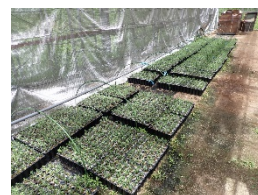
- 既存採種園の整備、採種労務の増加
  - ・会計年度任用職員の拡充、業務委託
- 採種機材設備の拡充(種子採取工程の効率化)
  - ・乾燥機、球果夾雑物除去機、冷蔵庫、草刈機等の追加導入
- 採種園の造成
  - ・少花粉ヒノキ開放型採種園の新規造成



コンテナ苗生産機械

### ②少花粉コンテナ苗の生産効率化

- 低コスト生産実証委託
  - ・コンテナ苗の生産拡大と低コスト生産の実証
- 少花粉コンテナ苗生産者支援事業
  - ・少花粉コンテナ苗の計画的かつ安定的な生産に必要な資機材の導入を支援
- コンテナ苗生産技術の研修事業委託
  - ・コンテナ苗生産者の生産性向上に資する研修会や先進地視察の実施を支援



ハウス・灌水設備

### ③伐採・再造林の一貫作業の推進(低コスト化)



伐採から植栽までを連続して実施する効率的な一貫作業を推進し、再造林の低コストを図る。一貫作業に効果的な(植栽時期が限定されない)少花粉コンテナ苗を活用する。

## 効果

再造林の増加・花粉症対策の推進 ⇒ **森林の多面的機能発揮・快適な生活環境形成**

# 少花粉コンテナ苗生産者支援事業（R7～）

## 1 目的

少花粉スギ・ヒノキコンテナ苗の新規生産及び生産規模拡大に取り組む県内の生産者に対し、県が苗木生産に必要な施設及び資材の購入補助（県補助1/2）及び技術指導を行うことで、コンテナ苗の増産、生産効率化を進める。

## 2 事業概要

### ●資機材の導入（補助対象となる資機材）

対象経費	内容	対象者（育苗経験年数）
1 苗畑整備経費	灌水施設、井戸、コンテナ設置台、ビニールハウス等	3年以上
2 機械導入経費	コンテナ苗採取機、培土圧入機、真空播種機等	3年以上
3 資材経費	培土、コンテナ容器、肥料、ビニールシート等	3年未満

### ●指導・助言（コンテナ苗の生産技術に関するもの）

区分	事業内容
新規生産	1年目：播種（原苗1,000本相当） 2年目：1年目分の育苗、播種（原苗1,000本相当）
	研修3回/年（2年間） ※育苗施設整備、灌水・病虫害管理、播種 など
生産規模拡大等	1年目：セル苗育苗（1,000本相当）、播種（原苗5,000本相当） 2年目：1年目分の育苗、播種（原苗5,000本相当）
	研修3回/年＋個別指導4回/年（2年間） ※研修内容は上記と同じ

## 3 実施スケジュール（予定）

作業内容	月	1年目（R7）												2年目（R8）															
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
①事業計画の提出				←→																									
②事業計画の審査					←→																								
③交付決定						←→																							
④指導・助言																													
セルトレイ播種育苗の（例）																													
⑤実績報告																													

# 次世代につなぐ少花粉の森整備事業

(伐採・再造林低コスト化支援事業)

## 1 事業目的

従来の再造林作業では、伐採事業者と植栽事業者とが異なる場合が多く、事業者間の連携がないために伐採から植栽までの期間が長くなり、その間に新たに繁茂した下草などを整理する作業（地拵え）が必要となる。このため、伐採から植栽までを連続して実施する効率的な一貫作業を推進することにより、地拵え等の作業を軽減し、再造林費用の低減を図る。

また、再造林用の労力を確保するため、ICT技術を活用した作業を推進し、効率化と労働強度の軽減を図る。

## 2 事業主体 市町村、森林組合、森林所有者等

## 3 事業内容

### (1) ICT技術の活用促進

#### ① ドローン資材運搬促進事業

苗木や獣害対策用資材等をドローンにより運搬する事業体に対し、経費の一部を助成する。

1,000千円 ドローン運搬に係る実行経費（上限200千円/箇所）の1/2以内  
(10箇所)

#### ② デジタル申請推進事業

UAVにより撮影された画像から作成したオルソ画像またはGNSSの現地測量データにより測量業務の省力化を図るとともに、データを森林クラウド上に反映させて今後の森林整備促進に活用するため、デジタル技術を活用した補助申請を行った事業体に対して経費の一部を助成する。

4,800千円 標準事業費1,200,000千円×申請割合40%×補助率1.0%

## 4 事業の目標、効果

伐採・再造林の低コスト化の促進により、森林所有者の費用負担が軽減され、伐採の促進及び再造林率の向上につながる（林業サイクルの循環）。あわせて、少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えが促進され、花粉の飛散の低減につながる。

## 5 予算要求額 5,800千円

## 6 負担区分

事業区分	7年度 予算額	8年度 予算額	内 訳			備 考
			国庫	その他	県費	
ドローン資材運搬促進事業	1,000	1,000	0	1,000	0	森づくり県民税
デジタル申請推進事業	4,800	4,800	0	4,800	0	森づくり県民税
計	5,800	5,800	0	5,800	0	

## 7 事業期間 令和5～10年度

## コンテナ苗で広げる花粉レスの森づくり事業

### 1 事業目的

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環のためには主伐・再造林を進める必要があり、合わせて国民の約4割以上を苦しめている花粉症の対策も行う必要がある。

しかし、主伐による収入で再造林に要する費用を賄えないため、再造林率は低い状況にある。このため、再造林の低コスト化及び花粉症対策苗木の使用による再造林を推進することとし、そのために必要な少花粉種子及びコンテナ苗木の安定生産を図るものである。

### 2 事業主体

県、市町村、森林組合、森林所有者等

### 3 事業内容

- (1) 少花粉種子の増産対策（27,359千円 県森林研究所）  
既存の採種園の管理に加えて、採種園の新規造成や種子採取工程の効率化等に取り組む。
- (2) コンテナ苗生産効率化（9,422千円 苗木生産組合）
  - ア 低コスト生産実証委託（445千円 苗木生産組合）  
コンテナ苗の生産拡大と低コスト生産の実証を行う。
  - イ 少花粉コンテナ苗生産者支援事業（7,878千円 苗木生産組合、生産事業者）  
少花粉コンテナ苗の計画的かつ安定的な生産に必要となる資機材導入を支援する。
  - ウ 少花粉コンテナ苗生産技術の研修事業委託（1,099千円 苗木生産組合）  
少花粉コンテナ苗の生産技術研修会の開催等により、生産技術向上への支援を行う。
- (3) 植替えの促進（70,131千円 市町村、森林組合、森林所有者等）
  - ア 少花粉スギ等造林対策（70,131千円 市町村、森林組合等）  
少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えを促進するため、植栽（作業道作設含む）及び下刈りに対して支援を行う。
- (4) 普及啓発（1,101千円 県）
  - ア 中国地方各県との広域連絡会議の開催（101千円）
  - イ 花粉発生源対策普及啓発物品の作成・配布（1,000千円）

### 4 財源内訳

(単位：千円)

事業区分	7年度 予算要求額	8年度 予算要求額	財源内訳			備考
			国費	県費	その他	
少花粉コンテナ苗増産による再造林推進事業	101,257	108,013	13,500		94,513	森税

### 5 予算要求額

108,013千円

### 6 事業実施期間

令和6年度～10年度

# コンテナ苗で広げる花粉レスの森づくり事業

## (①少花粉種子の増産対策)

### [採種園の新規造成及び採種機材設備の拡充]

#### 1 事業目的

ヒノキの少花粉種子は、森林研究所の採種園母樹の球果から生産されており、①球果採取、②球果夾雑物の除去、③乾燥、④精選といった工程を経る必要がある。球果は概ね1年おきに豊凶を繰り返しており、豊作年には種子生産に必要な工程を処理する機械・施設の老朽化や人員の不足により、球果全量の採種・利用が困難な状況となっている。

また、現在は研究所内の少花粉ヒノキ採種園を4区画に分け、4年に一度種子採取するようローテーションを組んでいるが、母樹の樹勢維持のためには5年に1度の採取が望ましい。

このため、種子生産工程でボトルネックとなっている機材設備を導入し、併せて採種園の新規造成に取り組むことにより苗木の安定的な増産を図るものである。

#### 2 事業主体

県

#### 3 事業内容

次のとおり、採種園の新規造成及び採種機材設備の拡充を行う。

採種園の新規造成計画

(千円)

作業種	金額 (税込)	数量	備考	造成計画					
				R6	R7	R8	R9	R10	
採種園の新規造成 (少花粉ヒノキ)	2,300	1.0 ha	委託		←→				
		1.0 ha	委託		←→				
	500	600 本	関西育種場から購入			←→	←……→		
	615	600 本	委託			←→	←……→		
	3,500	1.5 ha	委託				←→		
		1.5 ha	委託				←→		
		700	900 本	関西育種場から購入				←→	←→
		915	900 本	委託				←→	←→
合計					3,415	3,153	1,962		

採種機材設備等の拡充計画

(千円)

品名	規格等	金額 (税込)	数量	用途	導入年度				
					R6	R7	R8	R9	R10
高所作業車	クローラー、7m	7,590	1台	採種			※		
クローラーローダー	パレットフォーク	2,800	1台	種子精選の効率化、 採種園管理				○	
倉庫	50~100m <sup>2</sup>	5,200	1棟	機械収納 (R6) 作業小屋 (R9)	○			○	
乾燥機		5,170	1台	球果の乾燥		※			
振動ふるい機		4,675	1台	球果夾雑物の除去		○			
プレハブ冷凍庫		2,000	1台	種子の備蓄		※			
草刈機		4,015	1台	採種園管理			※		
苗木等		1,895		採種園管理			※		
合計					5,200	4,675	13,500	8,000	

○：森税 ※：国費

4 事業の目標、効果

種子生産に必要な機材設備の導入及び採種園の造成により、豊作年の球果を無駄にすることなく種子生産し凶作年への十分な備えを行うことができ、コンテナ苗の安定的な増生産が可能となり、再造林面積の増加に伴う苗木需要の増加に対応する。

R4 生産実績：約 100 万本 → R15 生産目標：約 150 万本 (約 1.5 倍)

5 負担区分

(単位：千円)

内 容	7 年度 予算額	8 年度 予算額	財 源 内 訳			備 考
			国費	県費	森税	
採種園の新規造成	3,415	3,153			3,153	
採種機材設備の拡充	4,675	13,500	13,500			
合 計	8,090	16,653	13,500		3,153	

6 予算要求額

16,653千円

7 事業実施期間

令和6~10年度

# コンテナ苗で広げる花粉レスの森づくり事業

## (②コンテナ苗生産効率化)

### [少花粉コンテナ苗生産者支援事業]

#### 1 事業目的

主伐期を迎えている森林の伐採・再造林を推進するためには低コスト化を図ることが重要で、その手法の一つとして伐採・植栽を連続して実施する一貫作業がある。その中で年間を通じて植栽が可能な「コンテナ苗」は非常に重要な役割を果たしており、近年需要が急激に高まってコンテナ苗が不足する状況となっている。

このため、新たにコンテナ苗生産に取り組む生産者やコンテナ苗生産規模拡大に取り組む生産者を対象に施設や資材の導入を支援するとともに苗木生産に必要な技術を指導し、コンテナ苗の増産を図るものである。

#### 2 事業主体

岡山県山林種苗協同組合、苗木生産事業者

#### 3 事業内容

新たにコンテナ苗の生産に取り組む苗木生産者やコンテナ苗の生産規模拡大に取り組む苗木生産者が必要とする資機材の導入を支援し、森林研究所職員が林業普及指導員と連携して苗木生産に必要な技術指導を実施する。

導入予定の施設・資材：灌水施設一式、コンテナ苗抜取機、育苗用トレイ 等

#### 4 事業の目標、効果

コンテナ苗生産に必要な施設・資材の導入を支援し、森林研究所職員等が技術指導を行うことにより、コンテナ苗の増産を促進することができ、再造林面積の増加に伴う苗木需要の増加に対応する。

R4 生産実績：約 100 万本 → R15 生産目標：約 150 万本（約 1.5 倍）

#### 5 負担区分

(単位：千円)

内 容	7 年度 予算額	8 年度 予算額	財 源 内 訳			備 考
			国費	県費	その他	
少花粉コンテナ苗 生産者支援事業	9,235	7,878			7,878	おかやま森づくり 県民税
合 計	9,235	7,878			7,878	

#### 6 予算要求額

7,878 千円

#### 7 事業実施期間

令和 7～10 年度

# おかやま元気な森づくり推進事業



## 1 事業目的

森林の有する水源かん養、県土の保全、地球温暖化防止等の公益的機能を将来にわたって発揮させるためには、間伐等の森林整備を推進する必要があるが、木材価格の低迷や森林所有者の不在村化や世代交代による森林整備に係る意欲の低下などにより、手入れが不足している森林が依然として多くある。

このため、施業の集約化が困難で国庫補助事業の対象とならない森林において、間伐等の実施や針広混交林(複層林)への誘導の促進やこれに必要な作業道の整備、下刈り等に対して支援することにより、国庫補助事業と連携して、花粉発生源対策と森林の公益的機能が発揮できる森林づくりを推進する。

## 2 事業主体 市町村、森林組合、森林所有者等

## 3 事業内容

- (1) 除伐・間伐(機能強化型) 110ha 30,792千円  
3～12 齢級のスギ・ヒノキ人工林を対象  
森林所有者等の自主的な除伐・切捨間伐への支援
- ⑧(2) 多様な森づくりの推進 335ha 43,241千円  
広葉樹又は針広混交林の造成、複層林の造成、下刈り、枝打ち、雪起こし、  
獣害対策、低密度再造林モデル林実証事業
- (3) 森づくり作業道整備 38,500千円  
2,750m 開設、16 路線・1,500 箇所機能強化、151,000m 点検  
森林作業道の開設、機能強化及び点検への支援
- (4) 搬出促進 110ha 11,550千円  
安価なスギ林の間伐を推進するため、山土場から市場までの運搬経費への支援

## 4 補助率等

- (1) 除伐・間伐：標準経費の 4/10
- (2) 多様な森づくりの推進(植栽及び保育施業等)：標準経費の 4/10 等
- (3) 森づくり作業道整備等、搬出促進：補助基本額の 1/2 等

## 5 負担区分

(単位：千円)

事業区分	7年度 予算額	8年度 予算額	財源内訳			備考
			国費	県費	その他	
おかやま元気な森づくり推進事業	124,133	124,083	0	0	124,083	森づくり県民税

## 6 予算要求額 124,083千円

## 7 事業実施期間 令和6～10年度

# おかやま元気な森づくり推進事業の概要

(おかやま森づくり県民税事業)



## 目的

水源の涵養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を将来にわたって発揮させるため、国庫補助事業の対象とならない森林における森林整備やこれに必要な作業道の整備等を推進する。

## 課題

- ・木材価格下落、収支の悪化、森林所有者の経営意欲低下
- ・間伐手遅れ林の増加、伐採跡地の再造林が困難
- ・国庫補助事業による森林整備が困難な地域が存在
- ・負担となる搬出・運搬コスト、作業道開設の不足
- ・人工林の齢級構成の偏り
- ・植栽木への獣害被害
- ・花粉発生源対策
- ・一貫作業による低密度再造林の実現

- ・森林整備が停滞
- ・森林の有する公益的機能の持続的な発揮が危惧される

・県民税事業の活用により国庫補助事業と連携して森林整備を推進

## 主な推進施策

伐採跡地の着実な更新(若返り)  
針広混交林等の造成(多様な森づくり)  
少花粉スギ・ヒノキコンテナ苗木の活用  
低密度再造林の推進



森林整備に必要な森林作業道の開設・機能強化等



材価が安価なスギ林の間伐を推進するための搬出促進



公益的機能を高めるための除伐・間伐(切捨)等の保育施策の実施



## ○事業内容の概要

作業種	事業主体	事業内容
除伐・間伐(機能強化型)	市町村、森林組合、森林所有者等	除伐・切捨間伐 (3~12齢級のスギ・ヒノキ人工林)
森づくり作業道整備	市町村、森林組合、森林所有者等	除伐・間伐等に必要な森づくり作業道の整備・機能強化等
搬出促進	国庫補助事業の事業主体	安価なスギ間伐材の山土場から市場までの運搬支援によるスギ林の間伐促進
多様な森づくりの推進	市町村、森林組合、森林所有者等	植栽(広葉樹又は針広混交林、複層林の造成) 保育施策(下刈り、雪起こし、枝打ち) 獣害対策、低密度再造林モデル林実証事業

○予算額 124,083 千円 (令和7年度 124,133 千円)

# 再造林推進のためのシカ林業被害総合対策事業

## 1 事業目的

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環のためには、低位にとどまっている再造林率を底上げする必要がある。

一方で、近年、シカの分布域の拡大に伴い造林木に対するシカの食害が急増しており、食害に伴う造林木の枯死により、森林の確実な更新が困難となるおそれがある。しかしながら、再造林地において、シカの捕獲が進んでいないことや森林所有者の費用負担が大きいことから、防護対策のみの被害防止には限界があり、これが経営意欲低下の一因となっている。

このため、防護と併せて捕獲を行う被害防止体制の整備やシカ被害に強い低コスト再造林対策が必要であることから、これらに取り組むモデル地区への支援等を行う。

## 2 事業主体

県（3(1)、(2)ウ（委託））、市町村・森林組合等（3(2)ア、イ）

## 3 事業内容

モデル地区（4地区）において実施する効果的な防護対策及び捕獲対策の支援等を行う。

### (1) 被害防止対策実施体制の整備【730千円】

市町村、森林組合等、猟友会等関係者による実施体制の整備に向けた協議会を開催

### (2) シカ被害に強い低コスト再造林対策【879千円】

#### ア 捕獲対策【177千円】

再造林地周辺でのシカ捕獲を推進するため、森林組合等が購入する誘引式くくりわな等の経費の一部を支援

#### イ 伐採・再造林一貫作業との連携【42千円】

シカ処分穴の掘削の経費の一部を支援

#### ウ 大苗植栽によるシカ食害軽減実証事業【660千円】

地形等の制約により防護柵を設置できない箇所等において、シカの食害を受けにくい大苗を植栽し、効率的かつ効果的なシカ食害対策を実証（R6年度～：大苗生産方法の調査、R7年度～：林地への植栽・調査）

## 4 負担区分

(単位：千円)

事業区分	7年度 予算額	8年度 予算額	財源内訳			備考
			国費	県費	その他	
再造林推進のためのシカ林業被害総合対策事業	2,174	1,609			1,609	森税

## 5 予算額

1,609千円

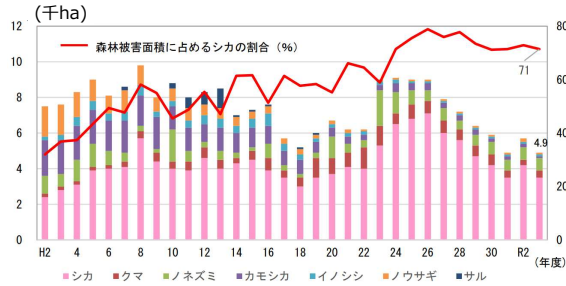
## 6 事業実施期間

令和6～8年度

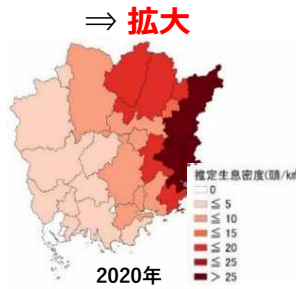
## 現状

- 近年、シカの分布域の拡大に伴い造林木に対するシカの食害が急増しており、食害に伴う造林木の枯死により、森林の確実な更新が困難となるおそれがある。
- 再造林地において、シカの捕獲が進んでいないことや森林所有者の費用負担が大きいことから、防護対策のみの被害防止には限界があり、これが経営意欲低下の一因となっている。

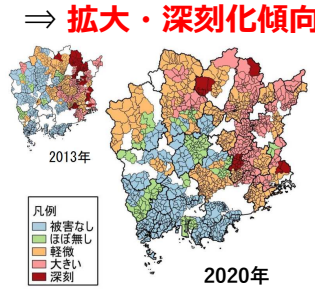
全国の森林被害面積 ⇒ **シカが約7割**



岡山県のシカ分布 ⇒ **拡大**



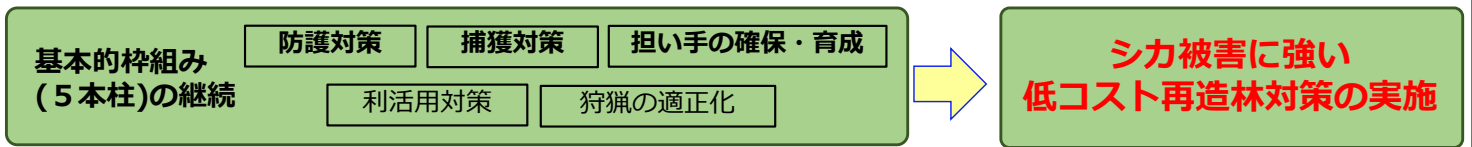
岡山県のシカ被害状況 ⇒ **拡大・深刻化傾向**



## 課題

- 【課題①】再造林地周辺において防護と併せて捕獲を行う被害防止対策実施体制の整備が必要。
- 【課題②】再造林地に特化した被害防止対策（低コスト再造林対策）の確立が必要。

## 対策



## 事業内容（モデル地区への支援）

### ①体制づくり（被害防止対策実施体制の整備）

- 市町村、森林組合・森林所有者、猟友会等の関係者による実施体制整備協議会の設置・開催

再造林地の防護とその周辺での捕獲体制整備による森林内のシカ被害対策のモデルを構築

（4地区）

- ◇効果的な防護のための伐採・再造林方法の検討
- ◇現地の条件に合った防護・捕獲対策の検討
- ◇専門家の活用による地域の実情に応じた被害対策技術の検討
- ◇市町村森林整備計画や森林経営計画への反映

### ②シカ被害に強い低コスト再造林対策

#### (1)防護対策【効果的な防護】

- ◇シカ道を避けた防護柵の設置（ブロックディフェンス等）
- ◇単木保護

#### (2)捕獲対策【捕獲圧強化】

- ◇くくりわな・電気止め刺し器・保定具等の購入支援

#### (3)伐採・再造林の一貫作業との連携【低コスト化】

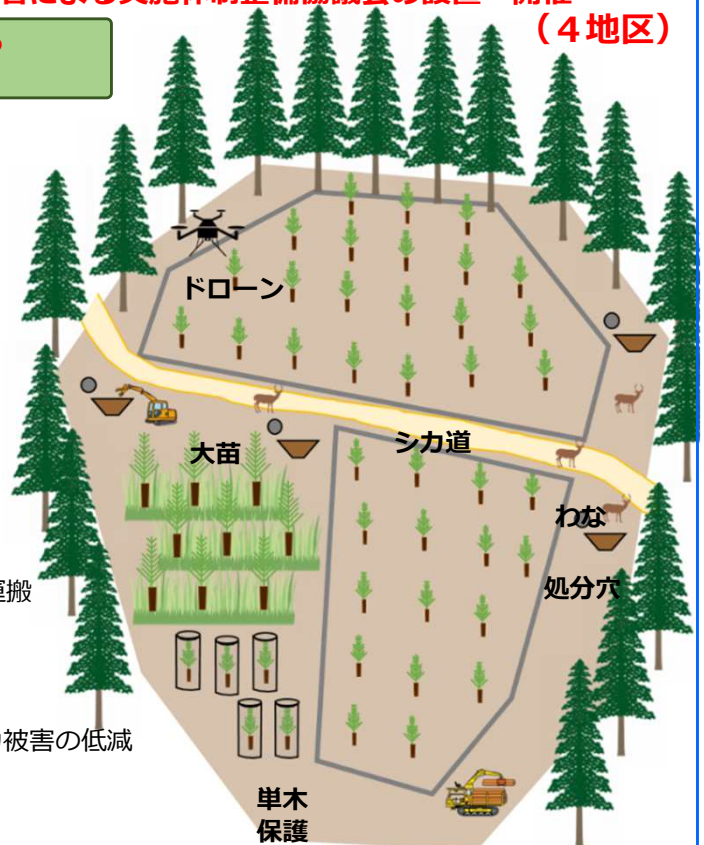
- ◇一貫作業時にシカ処分穴を掘削
- ◇フォワードで防護資材を運搬
- ◇低密度植栽（2,000本/ha等）
- ◇下刈りコストの削減

#### (4)大苗植栽の実証【実証事業の委託】

- ◇防護柵設置困難箇所への大苗植栽の実証
- ◇植栽本数及び下刈り回数の削減
- ◇下草繁茂による苗木のシカ被害の低減
- ◇シカ被害を受けやすい期間を短縮（早期成長）

#### (5)ドローンの活用【省力化】

- ◇ドローンによる防護柵等の見回り



## 効果

再造林の円滑な推進 ⇒ **林業サイクルの循環、森林の公益的機能発揮**